

平成 18 年度の介護保険料が決まりました

～ 第 1 号被保険者(65 歳以上の人)の介護保険料 ～

介護保険料は毎年 7 月に決定し、納入通知書を被保険者の皆さんにお送りします。
年度の途中で 65 歳になる人については、そのつど納入通知書をお送りします。

保険料の納め方は「特別徴収」と「普通徴収」があります

特別徴収... 年金からあらかじめ保険料が差し引かれます

対象者 ・年金(老齢基礎年金・退職年金・遺族年金・障害年金)が年額 18 万円以上の人

納付方法 保険料は年金支給月(年 6 回偶数月)に、支給される年金から天引きされます。
前年度から継続して特別徴収の人の介護保険料は 4・6・8 月(仮徴収)と 10・12・2 月(本徴収)に区別されます。

原則として 4・6・8 月は前年度の 2 月の介護保険料と同額です。

10・12・2 月は 6 月以降に確定する前年の所得をもとに、年間の介護保険料を算出し、そこから 4・6・8 月に納めた保険料を除いた金額を 3 回に振り分けて年金から天引きされます。

普通徴収... 納付書、口座振替で保険料を納めていただきます

対象者 ・年度の途中で 65 歳になった人や三豊市に転入した人
・平成 18 年 4 月 1 日現在で年金(老齢基礎年金・退職年金・遺族年金・障害年金)を受給していない人
・年金(老齢基礎年金・退職年金・遺族年金・障害年金)が年額 18 万円未満の人
・年金の種類が老齢福祉年金・恩給等のみの人
・年金が年額 18 万円以上であるが、年金の受給権を担保に借入れをしている人
または現況届けの提出遅れにより年金が差し止められた人
・保険料額が年度の途中で変更になった人

納付方法 平成 18 年度より、納期は 7 月から翌年 2 月までの年 8 回に統一されました。
各納期限は、月末(ただし 12 月は 25 日)です。納付書で納付する方法と、口座振替で納付する方法があります。便利で安全な口座振替をお勧めします。

平成 18 年度の保険料

三豊市の介護保険料基準額は年額 44,400 円(月額 3,700 円×12 カ月)です。

個人の保険料は、基準額をもとに本人の市民税の課税状況や所得、世帯の市民税の課税状況に応じて 6 段階に分かれます。

前年所得 125 万円以下の人で、平成 17 年度の税制改正の影響により保険料段階区分が上がる場合には、保険料負担の急激な増加を避けるため保険料率を段階的に調整する激変緩和措置を設けています。

所得段階		調整率	保険料(年額)
第 1 段階	生活保護の人・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人	× 0.50	22,200 円
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税の人で前年の合計所得金額と年金収入の合計が 80 万円以下の人	× 0.50	22,200 円
第 3 段階	世帯全員が市民税非課税の人で、第 2 段階に該当しない人	× 0.75	33,300 円
第 4 段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税の非課税の人	× 1.00	44,400 円
	税制改正により第 1 段階から変更になった人	× 0.66	29,400 円
	税制改正により第 2 段階から変更になった人	× 0.66	29,400 円
	税制改正により第 3 段階から変更になった人	× 0.83	36,900 円
第 5 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円未満の人	× 1.25	55,500 円
	税制改正により第 1 段階から変更になった人	× 0.75	33,300 円
	税制改正により第 2 段階から変更になった人	× 0.75	33,300 円
	税制改正により第 3 段階から変更になった人	× 0.91	40,500 円
	税制改正により第 4 段階から変更になった人	× 1.08	48,000 円
第 6 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上の人	× 1.50	66,600 円

問い合わせ 税務課 62-1114 介護保険課 62-1124